明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔法　律〕
○防衛省設置法の一部を改正する法律（一九）　三
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（二〇）　三
○家畜改良増殖法の一部を改正する法律（二一）　六
○家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（二二）　六
○電波法の一部を改正する法律（二三）　一〇

〔省　令〕
○国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（国土交通四六）　一〇

〔告　示〕
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一〇六、一〇七）　一三
○一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件（国土交通五七五）　一四
○木曽川水系木曽川、長良川、伊自良川、揖斐川、根尾川、牧田川、杭瀬川、多度川及び肱江川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を変更する件（中部地方整備局八四）　二一
○道路に関する件（中国地方整備局三四、三五）　二一
○道路に関する件（九州地方整備局四五、四六）　二一
○道路に関する件（沖縄総合事務局二二）　二一

〔官庁報告〕
国家試験
令和元年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　二一

〔公　告〕
諸事項
**官庁**
建設業の許可の取消処分関係　二九
**裁判所**
除権決定、破産、免責、再生関係　三〇
**特殊法人等**
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　四七
**地方公共団体**
行旅死亡人、火薬類取締法に基づく指定保安検査機関の指定、特定空家等の除却命令関係　四九
**会社その他**
**会社決算公告**　五二

## 本号で公布された法令のあらまし

◇**防衛省設置法の一部を改正する法律**（法律第一九号）（防衛省）

1　自衛官の定数を改めることとした。（第六条関係）

2　この法律は、令和三年三月三一日までの間において政令で定める日から施行することとした。

◇**裁判所職員定員法の一部を改正する法律**（法律第二〇号）（法務省）

1　判事の員数を三〇人増加することとした。（第一条関係）

2　判事補の員数を三〇人減少することとした。（第一条関係）

3　裁判官以外の裁判所の職員の員数を一七人減少することとした。（第二条関係）

4　この法律は、令和二年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇**家畜改良増殖法の一部を改正する法律**（法律第二一号）（農林水産省）

1　家畜の改良増殖関係者の協力責務の明確化

種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師その他の関係者は、国及び都道府県が行う家畜の改良増殖の促進に必要な施策に協力しなければならないものとした。（第二条関係）

2　家畜人工授精用精液等の安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化

㈠　家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（以下「家畜人工授精用精液等」という。）を保存してはならないものとした。（第一二条関係）

㈡　家畜人工授精所等において衛生的に保存されていることその他の農林水産省令で定める基準に適合しない家畜人工授精用精液等を譲渡等してはならないものとした。（第一四条関係）